京都市職員の退職管理に関する条例第4条第2項の規定による公表に関する規則を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 8 1 号

京都市職員の退職管理に関する条例第4条第2項の規定による公表に関する規則

- 1 京都市職員の退職管理に関する条例(以下「条例」という。)第4条第2項の規定による公表は、毎年10月末日までに、前年の10月1日からその年の9月末日までの間に 行われた同条第1項の規定による報告について行うものとする。
- 2 条例第4条第2項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 離職時の職
 - (3) 離職日
 - (4) 再就職日
 - (5) 再就職先の名称
 - (6) 再就職先の業務内容
 - (7) 再就職先における地位

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)